

## 令和4年度インフラ FS 補助金について(間接補助分)

令和4年4月13日  
経済産業省貿易振興課

「令和4年度質の高いインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業費補助金(我が国企業によるインフラ海外展開促進調査)」及び「令和4年度質の高いエネルギーインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業費補助金(我が国企業によるインフラ海外展開促進調査)」について、以下の要領で公募を実施いたしますので、事前にお知らせいたします。今年度は、両事業の事務局として、「凸版印刷株式会社」が公募、交付決定手続き、精算手続き等の業務を行います。

### 1 公募スケジュール

両事業とも、以下の日程で公募を行う予定です。

- ・令和4年5月13日(金)～6月13日(月) 公募
- ・令和4年7月下旬 採択案件公表

### 2 対象、採択予定件数等

今年度から、中小企業向け補助率 2/3 を新設いたします。

	対象事業 ※1	対象国・地域 ※2	補助上限額 補助率	令和4年度 採択予定件数
① 質の高いインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業費補助金	インフラ事業の受注・事業化に向けた FS 調査	政府開発援助 (ODA) 対象国	補助上限額: 5,000 万円  補助率:	10 件程度
② 質の高いエネルギーインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業費補助金	エネルギー起源 CO2 の高い削減効果が期待されるインフラ事業の受注・事業化に向けた FS 調査	海外であればどの国でも可	大企業 1/2、 中小企業: 2/3	15～20 件程度

※1 対象となるインフラ事業の考え方については、以下「インフラ海外展開戦略 2025(令和3年6月改定)」P10～P11 参照。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/pdf/infra2025.pdf>

※2 ビジネスモデルの一体性があれば、複数国・地域を対象とした調査も応募可。

### 3 補助対象(両事業共通)

補助対象となる FS 調査の例は、以下のとおりです。具体的なお問い合わせございましたら、「5. お問い合わせ先」まで個別にご連絡ください。

※令和4年度新たに例示追加したものに下線

- ・相手国への提案に必要な情報収集、調査、分析等(例:相手国インフラの現状の実態把握、相手国関係者のニーズ、課題の把握、市場規模や需要の予測、経済性の評価、環境影響調査や社会影響調査などのリスク分析)
  - ・競合他社の動向の把握、他社との差別化の検討
  - ・インフラの基本的な設計(例:インフラの新設、改修、近代化の提案に必要な設計の実施)
  - ・「インフラの基本的な設計」を検討する上で必要なデータ収集・分析、PoCの実施
- ※データ収集・分析については、既存の機器・設備を活用する場合や機器・設備を短期レンタルする場合に限り、補助対象といたします(機器・設備の開発・改修・購入・長期リースにかかる費用は原則補助対象外)。なお、PoCについては、企業会計において資産計上されないものに限り、試作開発の前段階におけるシステム・アプリケーション開発にかかる費用について、補助対象といたします。
- ・事業規模、コスト、収入等の算出
  - ・ファイナンスの検討
  - ・受注や事業化までのスケジュールの検討
  - ・事業実施体制の検討
  - ・相手国における出資・買収機会の探索やコンタクト・交渉
  - ・相手国企業へのデューデリジェンスの実施を通じた出資や買収等の検討
  - ・エネルギー起源 CO2 の排出抑制量の試算 ※「質の高いエネルギーインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業費補助金」のみ

### 3 令和4年度審査の重点

昨年度と同様、主に「本FS調査後5年以内の事業実現可能性」、「費用対効果(受注や事業化した後に見込まれる市場規模と本事業で支援する費用との比較)」、「インフラ海外展開戦略2025との整合性(カーボンニュートラル等SDGsへの貢献、O&Mや事業運営参画等継続的な関与、デジタル技術やデータの活用等)」等を外部有識者が審査し、採択案件を決定いたします。

特にエネルギーについては、東南アジアを始めとした地政学的に重要な国・地域における、水素、アンモニア、ガス火力転換、再エネなどの案件のうち、「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ(AETI)」など政府間の枠組みにより事業化まで長期的に政府がフォローアップしていくことが適切と考えられる案件を優先支援いたします。

(参考)アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ(AETI)

<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210528007/20210528007.html>

加えて、今年度は新たに、以下分野・対象について、優先支援する方針です。

#### (1) デジタル・プラットフォーム・ビジネス

複数の企業・業界が活用可能なオープン性を有するデジタル基盤で、大量のデータの蓄積・アクセス管理・加工(匿名化)・分析・シミュレーション等を行うことで、新たなエコシステム(市場)の形成や既存のインフラ事業のビジネスモデル変革を生み出すものを「インフラ」として、その整備に必

要な FS 調査を支援対象といたします。複数国・地域への展開により事業規模が拡大していく可能性が高いものや、業種や系列の垣根を超えた市場創出効果が見込まれる案件を加点いたします。

### <事例1>

複数の業種にまたがる顧客に対して、ハードとデジタル・プラットフォームを組み合わせる事業。(代表例:スマートシティ、自動運転、遠隔医療等にかかるプラットフォーム)

#### 事業構造例

必須

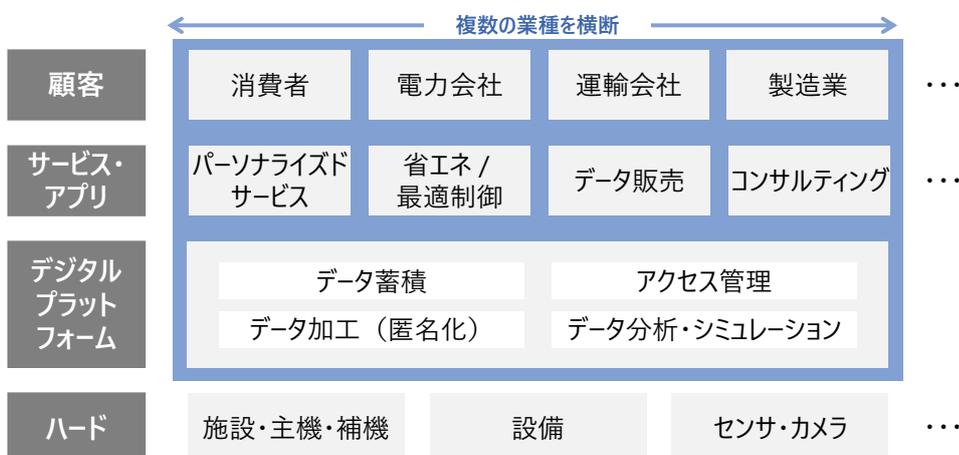


### <事例2>

複数の業種にまたがる顧客に対して、ハードを伴わずに、デジタル・プラットフォーム及びサービス・アプリを提供する事業(代表例: 決済、通関、資源循環等にかかるプラットフォーム)

#### 事業構造例

必須



### <事例3>

ハードを伴うか否かによらず、特定の業種(製造業、建設業等)に特化して、デジタル・プラットフォーム及びサービス・アプリを提供する事業(代表例:製造業、建設業、人材育成等にかかるプラットフォーム)

事業構造例

必須

	特定の業種に特化				
顧客	デベロッパー	電力会社	運輸会社	製造業	...
サービス・アプリ	需要予測	設計・製造 工程最適化	製造工程 自動化	設備 予防保全	...
デジタル プラットフォーム	データ蓄積		アクセス管理		
	データ加工(匿名化)		データ分析・シミュレーション		
ハード	施設・主機・補機	設備	センサ		...

### (2) 中小企業、スタートアップ

特徴的な技術や革新的なビジネスモデルをもとに、インフラ輸出を目指す中小企業への支援を拡大いたします(補助率 1/2→2/3)。また、大企業からの申請案件についても、技術に秀でた中小企業やスタートアップと連携した案件について加点いたします。

中小企業の定義ですが、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者を指します。次のいずれかに該当する場合は、大企業の補助率(1/2)を適用いたします。

- ① 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者
- ② 交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者

また、補助率2/3の対象となる中小企業は、事業全体の企画並びに根幹にかかわる執行管理部分を担う事業実施主体と認められ、かつ、中小企業から大企業への外注・再委託割合が原則50%以下の場合に限ります。

### (3) 出資・買収を通じた事業参画

出資・買収を通じたインフラ事業参画に向け、必要となる出資・買収機会の探索やコンタクト・交渉、デューデリジェンス等を支援対象といたします。応募事業者の強みを活かしつつ出資・買収を行うことで、将来的な新規プロジェクトの組成や新たな事業分野への参画に貢献する見込みやその効果が高いと考えられる案件について加点いたします。

### <出資・買収先例>

- ・新設・稼働済みのインフラ事業
- ・インフラ関連技術を有する企業(ベンチャー含む)
- ・インフラ事業を行う企業(事業会社、ディベロッパー、ファンド、権益等を含む)

※第三者との NDA 等により保護される情報の開示や、それに対するフォローアップを求めることはありません。



### 5 問い合わせ先

・令和4年度質の高いインフラ(エネルギーインフラ)の海外展開に向けた事業実施可能性調査事業費補助金事務局(凸版印刷株式会社情報コミュニケーション事業本部ソーシャルイノベーション事業部)担当:江木 Mail:kanon.egi@toppan.co.jp

・経済産業省貿易経済協力局貿易振興課 担当:佐藤、樋口

Mail: [chotatsu-boekishinkoka@meti.go.jp](mailto:chotatsu-boekishinkoka@meti.go.jp)